

公益社団法人緑法人会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人緑法人会(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)税知識の普及を目的とする事業
- (2)納税意識の高揚を目的とする事業
- (3)税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4)地域企業の健全な発展に資する事業
- (5)地域社会への貢献を目的とする事業
- (6)会員の交流に資するための事業
- (7)会員の福利厚生等に資する事業
- (8)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、おもに緑税務署管内を中心として横浜市内において行うものとする。

3 労働保険の保険料の徴収に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務を行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の会員を置く。

(1)正会員 緑税務署の管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む。）で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者

(2)特別会員 この法人の事業を賛助するため入会した者

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届により申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を失う。

(1)退会

(2)法人の解散

(3)死亡

(4)除名

(5)正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき

(6)総正会員の同意があったとき

(退 会)

第9条 この法人を退会しようとする者は、理事会の定めるところにより、退会手続きを行い、任意に退会することができる。

2 前項の退会をもって法人法上の退社とする。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合に至った時は、総会の決議により当該会員を除名することができる。

(1)この法人の定款又は規則に違反したとき

(2)この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為があったとき

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 総 会

(種類及び構成)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、この定款に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事の選任又は解任

(3)理事及び監事の報酬等の額並びに報酬等の支給基準

(4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5)定款の変更

(6)解散及び残余財産の帰属の決定

(7)その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催及び招集)

第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求があつたとき

3 総会は、開催の日から少なくとも2週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

(電子提供措置)

第14条

この法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供処置をとる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(正会員の議決権)

第16条 正会員は各1個の議決権を有する。

2 正会員は、前項の議決権を行使するための総会に各1名の代表者を出席させる。

3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

(決 議)

第17条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であつて、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

(議 事 錄)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 19 条 この法人に次の役員を置く。

理 事 20 名以上 65 名以内

監 事 5 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、7 名以内を副会長、15 名以内を常任理事とする。また、専務理事 1 名を置くことができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし同項の副会長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事並びに専務理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事會を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を總理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常任理事は、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。

5 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

4 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。

5 監事は、前項の規定による請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第 24 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第 25 条 この法人は、法人法第 111 条第 1 項の役員の損害賠償の責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第 6 章 顧問、相談役

(顧問及び相談役)

第 26 条 この法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。任期は 2 年とする。

3 顧問及び相談役は、この法人の業務の運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事全員をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べなければならない。

4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(权限)

第 28 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

(1)この法人の業務の執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長及び常任理事並びに専務理事の選定及び解職

(招 集)

第 29 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議 事 錄)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第 8 章 委員会、部会及び支部

(委 員 会)

第 33 条 この法人には、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部 会)

第 34 条 この法人には、業務の執行に必要な部会を置くことができる。

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(支 部)

第 35 条 この法人には、業務の執行に必要な支部を置くことができる。

2 前項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

(1)公益法人移行認定時点の財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)事業に伴う収入

(4)資産から生じる収入

(5)寄付金品

(6)その他の収入

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)財産目録

(備付け帳簿及び書類)

第40条 主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4号に規定する書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときには、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公 告 の 方 法

(公 告)

第 46 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第 12 章 事 務 局

(事 務 局)

第 47 条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第 13 章 補 則

(委 任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始の日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事は松澤孝郎とする。
- 4 この定款は令和 5 年 6 月 15 日から施行する。
- 5 この定款は令和 7 年 6 月 19 日から施行する。